

第五次地域管理経営計画書

第三次変更計画 (肱川森林計画区)

計画期間 自 平成30年4月1日
至 令和5年3月31日

[変更年月 令和3年3月]

四国森林管理局

第五次地域管理経営計画（肱川森林計画区）の変更について

【変更理由】

以下の理由により、国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日付け農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項に基づき変更する。

なお、本変更計画は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

- ① 密度調整が必要な林分について間伐量の変更

【変更する項目】

- 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項
 - (4) 主要事業の実施に関する事項
 - ① 伐採総量

※ 本計画書内に関して共通する注釈

1. 集計表は、単位未満四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。
2. 下線部は、変更箇所である。

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位:m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	73,336 《32,845》	<u>110,102</u> <u>(738)</u>	<u>183,438</u>

注) 《 》は分収林の伐採量で内書き、()は間伐面積